

「未来世代の権利」の制度化に関する研究



人間形成教育センター副センター長(英語副専攻担当)

環境学部 環境学科

大学院 環境経営研究科 環境学専攻

教授

荒田 鉄二

ARATA, Tetsuji

SDGs 関連項目



13 気候変動に具体的な対策を



14 海の豊かさを守ろう



15 陸の豊かさも守ろう



16 平和と公正をすべての人に

● 研究内容

持続性問題を倫理という側面から考える際には、世代間倫理が最も重要な論点になると考えられます。ここで鍵となるのが「未来世代の権利」という考え方で、未来世代に権利があるのであれば、現在世代にはそれを保証する義務があるということになります。そして、「未来世代の権利」を単なる理念にとどめるのではなく、それを実効性のあるものとするには、「未来世代の権利」を社会制度の中に組み込んでいくことが必要と考えられます。

世代間倫理と並ぶ環境倫理のもう一つの論点である「自然の生存権」については、開発行為など環境に係わる行政の許認可等に対して、環境NGO等に不服申し立ての訴訟を起こす原告適格を広範に認めることによって、それを社会制度の中に組み込んでいる事例もあります。

法治国家においては、司法制度を活用することも環境を守り持続性を実現していく上で一つの重要な手段と言えます。この研究では、「未来世代の権利」を巡るこれまでの議論や「自然の権利」訴訟などの事例も参考にして、「未来世代の権利」の名において訴訟を起こすことを可能にし、かつ日本の法制度に合致するような仕組みを設計し、提案として取りまとめることを目指しています。

● 想定パートナー

環境NPO、環境保護活動家、弁護士・法律家

● 応用分野

環境保護

● 取組実績

NPO法人環境文明21との共同による持続可能な鳥取のビジョンづくり